

平成13年度 施策別 取組 方向

部局名：県土整備部

| 施策番号 | 施 策 名 | | |
|---|-------------|----------|--------------------------|
| 544 | ゆとりある住まいづくり | | |
| 【2010年度の目標】 | | | |
| 住民が、それぞれの地域で、一人ひとりの立場にあった住まい方を選択し、ゆとりと豊かさが実感できる住宅が安定的に供給されています。 | | | |
| 項 目 | 基準年度の状況 | 1999年度実績 | 2001年度の目標 (2010年度の目標) |
| 最低居住水準達成率 | 96.0% | —— | 98% (100.0%) |
| 都市居住型誘導居住水準達成率 | 38.7% | —— | 44% (約50%) |
| 一般型誘導居住水準達成率 | 54.5% | —— | 60% (約65%) |

1 平成11年度の取組

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

(a)良好な住宅・宅地の供給、(b)公的な賃貸住宅の供給、および(c)多様な住まいづくりの促進のために、各事務事業に取り組んだ。

特に、(b)の公的な賃貸住宅を供給するために、公営住宅に対する取組として、市町村が行う公営住宅、改良住宅等の供給（建設等と管理）に対して支援を行うとともに、今後の県営住宅建て替えに向けての事前調査を中心とした県営住宅再生整備調査事業を行った。さらに、特定優良賃貸住宅の供給を促し、供給計画の認定を行った。また、(c)の多様な住まいづくりを促進するために、県民の住意識等についての調査結果の分析などの住宅政策上の基礎資料の作成と、市町村が住宅マスタープランの策定等を行うことについて支援をした。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

県営住宅再生整備調査は、県営住宅の建て替えの整備方針及び手法についての方向性を示したが、さらに具体的な取り組みについての検討が必要である。

特定優良賃貸住宅については、経営者募集を行ったところ、多数の応募があったが、財政的な制約から民間事業者からの応募申込みに応じた認定ができなかった。

2 平成12年度の取組と成果見込み

引き続き11年度と同様の取り組みを進めながら、次の取り組みを行う予定である。

まず、公的な賃貸住宅の供給を図るため、公営住宅等建設事業において公営住宅ストックの総合的な活用計画（県営住宅再生整備推進計画を含む。）を策定するとともに、公営住宅管理上の諸問題についてベンチマーキングを行い、新たな県営住宅経営指針を検討する。また、中堅ファミリー向け賃貸住宅の供給を促すため、特定優良賃貸住宅（65戸程度）の認定を行う。さらに、高齢者向け優良賃貸

住宅の供給を促すため、新たに県制度を設け、民間事業者の供給計画の作成に補助金を交付する。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

本年度策定する「新たな三重県住宅マスタープラン」において、住宅施策全体の取組方針を明らかにしながら、今後の住宅施策の展開方向を、「県全体の居住水準を向上させる」施策と、「多様な住まいづくりを図る」施策とに整理していく予定である。

このうち、「県全体の居住水準を向上させる」施策の展開方向についての現段階の案として、住宅宅地審議会答申（平成12年6月21日）に示されている市場重視・ストック重視の視点と、広く住宅市場全体を施策対象としてとらえる考え方から、次の方向を考えている。

(ア) 民間住宅市場の条件整備を行うために、調査・情報提供・助言等を行う。

(イ) 民間を誘導するための施策として、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の事業を実施する。

(ウ) 民間住宅市場では敬遠されるような低所得の住宅に困窮する者に対しては、市町村と調整しつつ、県内の住宅に対する需要・供給面からみた公営住宅の必要性について整理のうえ、今後の公営住宅供給のあり方と県の支援・供給方法を検討し、必要な取り組みを進める。

一方、「多様な住まいづくりを図る」施策の展開方向については、県内の地域特性を踏まえ、地域づくり、まちづくりと連携した住宅・住宅地の供給及び住民一人ひとりのライフスタイルに応じた住宅・住宅地の供給などについて、三重県住宅マスタープランの策定過程で把握する幅広い意見を基に、具体的な施策の展開を図りたい。